

『新規制基準適合性審査の進捗状況について』

～「地震等関係（火山影響評価）に関する審査会合（2月14日開催）と  
施設関係項目に関するまとめの審査会合（2月17日開催）について」～

地震等関係の適合性審査は、2018年11月までに概ね終了しておりましたが、その後の追加要求や新知見等の対応について、2月14日の審査会合で説明しました。その結果、一部コメントをいただいたものの、今後審議すべき論点はないことが確認されました。

また、本日は、施設関係について、前回の審査会合（1月22日）に引き続き、これまでのまとめ資料の残り（第7,9,10,11,14条）の条項毎に、事業許可基準規則への適合性について説明するとともに、前回のコメントへの回答を実施しました。その結果、一部コメントをいただいたものの、概ね了承が得られました。

今後、上記を踏まえて補正申請書を作成・申請していくこととなりました。

1. 地震等関係の適合性審査（2月14日開催）

(1) 確認項目：

- ・モニタリングデータの最新化と対応方針等の再整理
- ・「新知見・先行施設審査知見の対応」、「八甲田山を対象とした降下火砕物の評価」、「砂子又層の年代測定データと年代観の説明」

(2) 確認結果：一部コメントをいただいたものの、今後審議すべき論点はないことが確認されました。

2. 施設関係のまとめ資料審査（2月17日開催）

(1) 確認項目：○1/22 審査会合にて確認 ●2/17 審査会合にて確認 ※地震等関係審査事項

—	(第1条) 適用範囲	○	(第12条) 使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の防止
—	(第2条) 定義	○	(第13条) 安全機能を有する施設
○	(第3条) 使用済燃料の臨界防止	●	(第14条) 設計最大評価事故時の放射線障害の防止
○	(第4条) 遮蔽等	○	(第15条) 金属キャスク
○	(第5条) 閉じ込めの機能	○	(第16条) 使用済燃料の受入れ施設
○	(第6条) 除熱	○	(第17条) 計測制御系統施設
●	(第7条) 火災等による損傷の防止	○	(第18条) 廃棄施設
※	(第8条) 使用済燃料貯蔵施設の地盤	○	(第19条) 放射線管理施設
●	(第9条) 地震による損傷の防止	○	(第20条) 予備電源
●	(第10条) 津波による損傷の防止	○	(第21条) 通信連絡設備等
●	(第11条) 外部からの衝撃による損傷の防止		

(2) 確認結果：一部コメントをいただいたものの、概ね了承が得られました。

【参考：事業変更許可に関する新規制基準適合性審査の進捗状況】

審査区分	これまでに確認された項目	今回の確認項目	今後の対応
施設関係	○設計基準関係（「基本的安全機能【臨界防止、遮蔽、閉じ込め、除熱】」「損傷の防止【火災、竜巻等】等」） ○耐震設計の基本方針 ○津波防護方針等（耐津波設計等）	○全体取りまとめ（2/17） （上表の●条項）	○事業変更許可申請書の補正書を作成し申請
地震等関係	○火山影響評価 ○地質・地質構造 ○地震動、基準地震動、基準地震動の年超過確率、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価 ○津波評価方針のうち、仮想的な大規模津波の策定	【火山影響評価】 ○モニタリングデータの最新化と新知見の対応等（2/14）	